

- 4 指定水域の水質の保全に資する事業の実施  
国、地方公共団体その他の者は、その事業に関する法律の規定に従い、水質保全計画に定められた事業を実施する。
- 5 指定地域における規制措置等
  - (1) 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水道水源特定事業場や構造等基準に係る施設について、特定排水基準や施設の構造等に関する基準を設定し、勧告、改善命令等の措置を講ずることができる。
  - (2) 都道府県知事は、その他の事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告ができる。
- 6 生活排水対策の推進等
  - (1) 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進する。
  - (2) 国は、水道水源水域の水質の保全に関し、普及啓発を図るとともに、国民の協力を求める。
- 7 その他  
資料の提出、水道水の水質記録の提出、研究の推進、罰則等について所要の規定を設ける。
- 8 施行期日  
この法律は、公布の日から6月以内に施行する。

## 【災害対策特別委員会】

### (1) 審議概観

〔国政調査等〕

6月3日、左藤国土庁長官から災害対策に関する所信を、村瀬国土庁防災局長から平成6年度防災関係予算についての説明を聴取した。

6月21日、災害対策樹立に関する調査を行った。

雲仙・普賢岳噴火災害に関し、雲仙・普賢岳の現状、島原市等の被災状況、住宅対策の実施状況、砂防事業の実施状況、警戒区域内での施工の可否及び今後の予定、一般国道57号改築の進捗状況、防災集団移転促進事業の実施状況、

住宅金融公庫の融資条件の緩和・返済の猶予措置、被災者に対する支援措置の拡充強化、雲仙岳災害対策基金事業の実施状況、基金運用実績及び基金積み増しについての国の方針、災害対策基本法見直しについての検討状況、警戒区域設定システムの見直し、住民に対する損失補償制度の創設、特別法の制定、内閣総理大臣及び国土庁長官の現地視察等について質疑が行われた。

津波等緊急時における情報伝達体制に関しては、防災行政無線の整備状況と整備推進策、気象庁が行っている緊急情報基盤整備の内容、衛星通信受信のためのパラボラアンテナ設置に要する費用と設置の推進、富山県のスーパーバードを利用した災害情報の双方向通信の現状、気象業務法の改正等について質疑が行われた。

また、土砂災害に関し、災害危険箇所数、整備状況、第3次急傾斜地崩壊対策事業5カ年計画の実施状況、集中豪雨予報体制、ハザードマップの整備状況と観光客等への周知方法等について質疑が行われた。

さらに、防災基本計画見直しに係る基本的観点、スケジュール、定期的見直しの必要性、防災に関する国際協力強化のための体制整備、広島市における高潮対策事業の推進等について質疑が行われた。

6月29日、本委員会に付託された請願1種類2件について審査した結果、保留とすることに決定した。

なお、5月13日、雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会を設置した。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年2月16日(水) (第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成6年5月13日(金) (第2回)

理事の補欠選任を行った。

雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成6年6月3日（金）（第3回）

災害対策の基本施策に関する件について左藤国土庁長官から所信を聴いた。  
平成6年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成6年6月21日（火）（第4回）

雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する件、緊急情報基盤整備に関する件、防災基本計画見直しに関する件等について左藤国土庁長官、政府委員、建設省、自治省、消防庁及び気象庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月29日（水）（第5回）

請願第2608号外1件を審査した。  
災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。  
閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 【政治改革に関する特別委員会】

### （1）審議概観

第129回国会において政治改革に関する特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出4件、本院提出1件であり、5件すべてが成立した。また、本委員会付託の請願3種類26件は、いずれも保留となった。

#### 〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、第1に、衆議院議員の選挙制度について、衆議院議員の定数を、小選挙区選出議員300人、比例代表選出議員200人に改めるとともに、比例代表選出議員の選挙については、全都道府県の区域を11に分けた各選挙区において行うこと、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等の得票率要件を100分の2以上であるものに改めるとともに、衆議院名簿届出政党等については、名簿登載者数が当該選挙区の定数の10分の2以上であるものに改めること、また重複立候補は、比例代表選出議員の選挙の選挙区の区域内の小選挙区に係る候補者についてできることとする。第2に、戸別訪問について、何人も選挙に関し、戸別訪問